

【須賀川市】
端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数 ※	小 3,773 中 1,977 計 5,750	小 3,726 中 1,912 計 5,638	小 3,629 中 1,905 計 5,534	小 3,484 中 1,913 計 5,397	小 3,302 中 1,973 計 5,275
② 予備機を含む 整備上限台数	6,612	6,483	6,364	2,240	399
③ 整備台数 (予備機除く)	0	0	3,777	1,620	0
④ ③のうち基金事 業によるもの	0	0	3,777	1,620	0
⑤ 累積更新率	0.0%	0%	68.3%	100.0%	100.0%
⑥ 予備機整備台数	0	0	189	81	0
⑦ ⑥のうち基金事 業によるもの	0	0	189	81	0
⑧ 予備機整備率	0.0	0%	5.0%	5.0%	0.0
○ 端末の整備・更新計画の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度中に整備し、令和3年4月1日に供用を開始した端末のリース期間が令和8年3月31日に満了する。リース期間を1年延長し、令和8年度中に更新を行う。(3,777台) ・令和3年度中に整備、令和4年3月1日に供用を開始した端末のリース期間が令和9年2月28日に満了するため、リース期間を1年延長し、令和9年度中に更新を行う。(611台) ・令和4年度中に整備、令和5年3月1日に供用を開始した端末のリース期間が令和10年2月29日に満了するため、令和9年度中に更新を行う。(1,090台) ・G I G Aスクール第1期の故障率がおおむね3%/年であることを踏まえ、児童生徒の学びが途切れることがないようにするために十分な予備機の割合は5%とした。なお、令和9年度の予備機の整備率については、令和8年度に更新した端末の故障率や児童生徒数の減少による余剰端末数の増加を総合的に勘案して決定する。 				
○ 更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について	<p>更新対象端末はリース品であり、リース終了後、契約書やリース業者のルールによって処分等が行われる。データの消去は別途事業者に委託する。</p>				
○スケジュール(令和8年度分 令和7年度のスケジュールを参考に仮定)	<p>令和7年12月 令和8年度市町村別機種、台数及び納入期限の確定、共通仕様書の決定 令和8年 1月 県入札公告 3月 県入札・契約 4月 県入札結果報告をもとに指定事業者と契約 令和9年1~3月(予定) 旧端末の回収と返却、新端末の配置</p>				